

京都市個人情報保護審査会答申第26号の概要

答申年月日	平成19年5月2日
請求内容	博士号認定に係る報告書、議事録等関係文書
請求者	本人
所管課	総務局芸術大学
所管課の決定	一部非開示決定及び不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 博士(後期)課程本審査報告書は、開示すると、審査過程において率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保することが難しくなり、適正な意思決定や判断に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>2 美術研究科委員会議事録のうち、(ア)学位の授与に関しては、研究科委員会の議事録を開示すると、率直な意見交換や意思決定の中立性を阻害し、学位授与の公平かつ適正な意思決定に障害となるだけでなく、今後における研究科委員会での重要事項の質疑について、公平かつ公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあり、(イ)「博士論文等本審査の制度改革」部分は、現在意思形成過程中的のものであり、個々の意見まで開示すると、適正な意思決定や判断に著しい支障を及ぼすおそれがあり、(ウ)「美術研究科委員会が設置した調査委員会Iの報告に対する個々の意見や質問」部分は、セクシュアル・ハラスメント調査委員会(以下「委員会」という。)の審議が終了しておらず、個々の意見まで開示すると、適正な意思決定や判断に著しい支障を及ぼすおそれがあり、(エ)「委員会が非開示を条件に事情聴取した内容」部分は、当該委員会の調査方法が関係者からの事情聴取した内容により判断を行うものであることを考えれば、開示すると、今後の委員会活動に著しい支障を及ぼすおそれがあり、(オ)「評価、所見及び判断」は、開示すると、率直な意見交換や中立性を阻害し、学位授与の公平かつ適正な意思決定に障害となるだけでなく、今後の研究科委員会での審議や重要事項の質疑について、公平かつ公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>3 委員会開催要請者のうち「委員会が非開示を条件に事情聴取した内容」部分は、委員会の調査方法が要綱等により強制力を付与されていないことや事情聴取が強制になじまないことなどから、任意に提供された情報を開示すると、今後の委員会の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第4号に該当する旨、主張を追加する。</p> <p>4 博士(後期)課程審査等に関わる調査委員会I報告は、開示すると、調査過程において率直な意見の交換が難しくなるだけでなく、その発言を行った背景など客観的な事実が正確に伝わらず、むしろ正確な事実の把握が困難となり、更に誤った理解へとつながるおそれがあり、今後同様の調査委員会では自由な意見交換や意思決定の中立性を確保することが困難となる。また、審議が終了していない委員会の審議結果に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。「特定の個人が明らかになる部分及び審査過程で得た個々の証言や意見」部分は、開示すると、当該個人のプライバシーを</p>

	<p>侵害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当する旨、主張を追加する。</p> <p>5 教員の意見聴取摘録及び提出資料並びにその他の教員の事情聴取摘録及び提出資料の「意見聴取の具体的内容」、「事情聴取の具体的内容」及び「意見表明の具体的内容」部分は、委員会の調査が要綱等で強制力を付与されていないことや事情聴取が強制になじまないため、非開示を条件に事情聴取したものであり、当該条件を付すことが合理的であるのが認められるものであり、条例第16条第4号に該当する。また、当該委員会の調査方法から考えれば、非開示を条件に聴取した内容を開示すると、今後の調査についての協力が得られなくなるなど、当該委員会の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。なお、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当する旨、主張を追加する。</p> <p>6 美術研究科拡大博士課程委員会における判定結果は、美術研究科委員会に資料として提出しており、それ以外に美術研究科拡大博士課程委員会の議事内容に係る公文書は存在しない。</p>
<p>異議申立人の主張</p>	<p>1 学生を応募して監督するのが京都市の義務である。京都市立芸術大学は京都市のもとに認定を受け、博士課程を創設した。前任教授はこれを高く評価し、審査委員も博士号審査を合格としたにもかかわらず、後任教授の作品の好き嫌いで合否が取り消された。これは明らかに大学の騙しであり、詐欺行為である。</p> <p>2 大学院制度は、私に能力があり努力もしている以上、大学に不備がある。審査結果は合格の決定に基づいて残る事務手続きを早急に行って欲しい。</p> <p>3 委員会は、後任教授の問題について調査するよう学長に報告し、その結果、委員会は、後任教授を嚴重文書訓戒、博士課程の制度や運営にも問題があるとの判断をした。</p> <p>4 この案件は請求者の博士号授与についてのことであり、請求者の一生を左右する重大な問題であり、もはや人権問題であるこの一連の経過について請求者は知る権利がある。</p> <p>5 異議申立ての最大の要点は、学位審査の結果に納得できないということである。実施機関の非開示理由は学内事情に終始したものだが、請求者は学内事情には関係のない立場である。あらゆる点で考えても学位拒否の決定的理由がない以上、一日も早く、救済措置が講じられるべきである。</p> <p>6 実施機関は、請求者には黒塗りの文書を出し、同時に、文部科学省に黒塗りにしていない文書を送っている。これがプライバシーを守るということなのか。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>実施機関は、本処分では非開示とした部分の一部について、情報提供を行った。審査会は、情報提供を行った部分以外について検討を行う。</p> <p>1 博士（後期）課程本審査報告書の評価、所見及び判断そのものは、異議申立人の作品・論文に対してなされたものであり、異議申立人個人に対して直接なされたいわゆる人物評価でないため、条例第16条第7号に該当しないと判断する。</p> <p>2 美術研究科委員会議事録は、発言者が特定される記載もないことから、条例第16条第4号に該当しないと判断する。</p>

- 3 学位の授与に関しては、実施機関の主張は一般的な危惧を表明するにとどまっており、条例第16条第7号該当性の主張としては不十分である。よって、実施機関の主張は採用できない。
- 4 「博士論文等本審査の制度改革」及び「委員会が非開示を条件に事情聴取した内容」は、一般的な記載内容であり、発言者が特定される記載もないことから、条例第16条第7号に該当しないと判断する。
- 5 「評価、所見及び判断」は、発言者が特定される記載もなく、条例第16条第7号に該当しないと判断する。
- 6 博士（後期）課程審査等に関わる調査委員会I報告は、教員が職務上行った言動が記載されたものであり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとはいえず、条例第16条第2号に該当しないと判断する。また、前後の関係から異議申立人が既知していると推測できるものであり、条例第16条第7号に該当しないと判断する。
- 7 委員会開催要請書は、条例第16条第2号に該当しないと判断する。一般的に、要綱等で強制力を付与されていない委員会の調査は、非開示を条件にした聴取内容は開示しないという制度的保障は必要であり、かつ、任意の聴取に応じた教員個人の情報は開示されない利益があると考えられる。しかし、本件は、本来最も異議申立人から信頼されて然るべき立場にある主任指導教員に関する言動等が主な問題となっているという特異な事例であることが認められるため、少なくとも本件に限っては、説明責任の負担が課せられると考えるべきであって、非開示の条件は合理的とはいえず、条例第16条第4号に該当しないと判断する。なお、本件研究室の教員は、審査委員と同一に扱うのは相当ではなく、当該教員の聴取内容を開示しないという条件は合理的であると考えられるため、当該部分は条例第16条第4号に該当すると判断する。また、同様の理由から、条例第16条第7号に該当しないと判断する。なお、一部については、開示すると、当該委員会の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当すると判断する。
- 8 美術研究科拡大博士課程委員会議事録は、実施機関の主張に、特段、合理性を欠く処理が行われたものとはいえず、また、本件請求の個人情報が存在することを確信するに足りる事実も見出せなかったため、当該処分については不当であるとは認められないと判断する。